

社会福祉憲章条例を一部 改正し4月1日から実施

老人医療費給付金を廃止

母子家庭の入学激励金は拡大

町では、「社会福祉憲章条例」を時代の変化に即応した制度とするため同条例の一部を改正し、四月一日から実施することになりました。

社会福祉憲章条例

は昭和四十九年に制定され、県内では唯

一の憲章条例宣言の「福祉の町」として各方面から注目を浴びてきました。しかし、少子高齢化など新しい時代にふさわしい中身とすることが課題とされていることから、新たな福祉需要の展開を図るため見直しを行ったものです。

条例の改正に伴う各種事業の変更内容は、下表のとおりです。

「母子家庭児童生徒入学激励金」は、母子家庭の児童が小・中学校に入学した時に一人当たり一万円が贈られてきましたが、改正により支給対象が拡大され、新たに高校入学時にも一人当たり一万五千元が贈られます。

「老人医療費給付金」は、六十八歳から六十九歳を対象に医療費一部負担金の助成を行っていましたが、四月一日をもって廃止します。ただし、経過措置として平成十六年四月一日以前に六十八歳に達している人（昭和十一年四月一日以前生まれ）は平成十八年三月三十一日まで給付の対象となります。

「ひとり暮らし老人福祉手当」は、六十八歳以上で継続して六

カ月上町内に住んでいる町県民税非課税の人に年額一万円が支給されています。支給年齢が七十五歳以上に改正されますが、経過措置として毎年度、支給年齢を一歳ずつ引き上げ、平成二十二年度に七十五歳以上となるようにしています。

▽問い合わせ 役場保健福祉課

（☎八二一三一―内線一三

三）・「老人医療費給付金」については役場町民課（内線一二五）へどうぞ。

◆社会福祉憲章条例の主な改正内容

事業名	現行	改正後
母子家庭児童生徒入学激励金	小・中学校入学時 10,000円	現行どおり
	—	高校入学時 15,000円
長寿祝い金	77歳 10,000円	廃止
	88歳 30,000円	88歳 10,000円
	100歳 500,000円	100歳 100,000円
老人医療費給付金	68歳～69歳の医療費一部負担金を助成	廃止（経過措置あり）
ひとり暮らし老人福祉手当	68歳以上	75歳以上（経過措置あり）
重度心身障害者福祉手当	所得制限なし	町県民税非課税世帯
長期療養者扶助金	入院加療中の人、社会福祉施設などに入所している人、在宅寝たきり状態の人が対象	入院加療中の人、在宅寝たきり状態の人が対象



子供からお年寄りまで、健康で明るく暮らせる町がみんなの願いです（昨年10月に行われた町民体育祭）

出産育児一時金の受領 委任払制度のご利用を

町では、出産時に高額な出産費用の負担をやわらげ、安心して出産を迎えていただくため、4月1日から山田町の国保に加入している方を対象に「出産育児一時金」の受領委任払制度を始めます。

この制度は、役場町民課に申請することにより、出産に掛かった費用を、出産時に支給する出産育児一時金（限度額30万円）の中から皆さんに代わって町が直接、医療機関に支払う制度です。この制度を利用される方は、医療機関の同意などが必要となりますので、事前にお問い合わせください。

▷利用できる方 山田町の国民健康保険の被保険者で次のいずれかに該当する人。

- ・出産予定日まで1カ月以内の人
- ・妊娠4カ月以上で出産に要した費用について保険医療機関から請求を受けている人

▷受領委任払いの限度額 限度額は30万円です。対象金額が30万円を超えた場合、超過分は個人負担となります。また、対象金額が30万円を下回る場合は、差額を個人に支給します。

▷問い合わせ 役場町民課（☎82-3111内線125）へどうぞ。